



社会保険の摘要範囲拡大

今年10月から社会保険の摘要範囲が拡大され、一部のパートやアルバイトも対象となります。事業主側の社会保険料負担増加ばかりがフォーカスされがちですが、従業員への丁寧な説明も必要です。

対象者となる要件

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②月額賃金が8万8,000円以上
- ③2か月を超える雇用見込がある
- ④学生ではない

雇用側のデメリット

- ①社会保険料の事業主負担
- ②社会保険手続きの事務負担
- ※人材確保の面では有利
- 新卒者の勤務先に求める条件の上位は社会保険に加入すること

社会保険加入の従業員のメリット

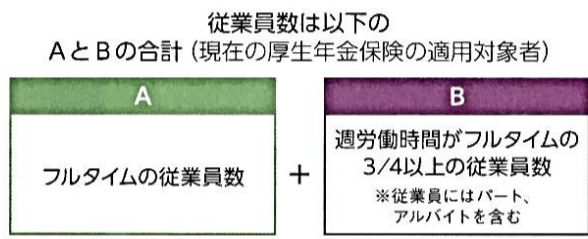
- ①基礎年金に厚生年金が加わり将来受け取る年金の給付が上乘せされる
病気やケガなどで障害状態になった場合の障害者年金も同様に上乘せ
- ②病気で会社を休む場合、傷病手当金(給与の2/3相当)が支給される
出産のため休んだ場合も産前42日、産後56日まで出産手当金が支給される

適用拡大の対象となる企業

企業の規模



従業員数の数え方



“将軍の日”に参加してみませんか?

中期経営計画・単年度経営計画を策定します!!
新規開業の開業計画にも最適です!!



当所にて1日かけて作成します。
遠方の方には、ZOOMによるリモート開催も実施しています。
お気軽にご相談下さい。

☎0120-714-960 吉田・細井

所得拡大促進税制が更に使いやすくなりました!

中小企業者等が、前年より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人は所得税)から税額控除できる所得拡大促進税制。

以前は、一人一人の所得を増加させるためでしたが、今回は、給与総額=各人の所得増進はもちろん労働者の就業機会増加も目的としています。今まで以上に使いやすい概要となりました。

物価が上がりサラリーマンの給与の底上げを期待した政策です。

制度の概要 (R3.4.1~R5.3.31までの期間内に開始する事業年度が対象)

	適用要件	税額控除
《通常の場合》	雇用者給与等支給額(※3)が前年度と比べて1.5%以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額(※4)の15%を法人税額又は所得税額から控除
《上乘せの場合》	雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと ①教育訓練費(※5)が前年度と比べて10%以上増加していること ②適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画(※6)の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること	控除対象雇用者給与等支給増加額の25%を法人税額又は所得税額から控除 《税額控除額の上限》 法人税額又は所得税額の20% (通常・上乘せ共通)

桐生相続相談室

申告期限は10ヶ月です

無料相談会を実施しております。相続について、お気軽にご相談ください。一日3組のみの予約制となっております。

無 料 相 談 会

6/16(木)・6/25(土)
9時~12時 13時~17時

☎ 0277-45-2160

税理士法人向田会計
桐生市末広町6-10

旧制度 適用期間: 令和3年3月31日までの期間内に開始する各事業年度
(個人事業主については、令和3年までの各年)

《適用要件(通常の場合)》
雇用者給与等支給額が前年度よりも増加かつ
継続雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加

《適用要件(上乘せ要件)》
継続雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと
①省略 ②省略

新制度 適用期間: 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に開始する各事業年度
(個人事業主については、令和4年から令和5年までの各年)

《適用要件(通常の場合)》
雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加

継続雇用者要件は、撤廃

《適用要件(上乘せ要件)》
雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと
①省略 ②省略

~顧問先のご紹介~ (株)リバティー・アソシエーション 様 ~前橋で人気の介護施設が待望の新施設オープンです!~



介護は医療と連携しながら、みなさまの生活を支えています。
訪問介護ステーションと連携し、安心した毎日を提供いたします。

入居費用

入居時0円 / 月額利用料
総額費用... **118,000円/月**
別途費用
介護保険料・医療保険料
オムツ用品代などが掛かります。



《お問い合わせ》
株式会社 リバティー・アソシエーション
〒371-0804 群馬県前橋市六供町733-4
TEL 027-226-5606 FAX 0277-226-5706
mail liberty-association@if-n.ne.jp
URL www.liberty-association.jp/
代表取締役: 梶澤 奈英
施設長: 横山 昌也

株式会社リバティー・アソシエーション